

食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループの設置について (令和7年3月4日 食品安全委員会決定)

1 食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ設置の趣旨

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価におけるばく露評価は専門調査会ごとの指針の一部で考え方等が示され、それぞれの専門委員の議論・判断により実施されてきた。このうち化学物質のばく露評価については、主に国民健康・栄養調査やマーケットバスケット調査等のデータに基づいて、推定一日摂取量が推計されてきた。一方で、国際的な食事由来の化学物質のばく露評価手法のガイダンスとして EHC240 Chapter 6 が存在し、2020 年に改訂されている。このような動向を踏まえ、我が国においても食事由来の化学物質に対し、最新のばく露評価手法を活用した最適な評価手法を導入することにより、国際水準のばく露評価を行うことが求められている。

これらの課題は、個別の化学物質について検討を行うものではなく、ばく露評価に資する最先端の手法をどのようにばく露評価の実践に導入するかを検討するものであることから、分野横断的に検討する必要がある。

このため、食品安全委員会に、「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2 所掌事務

WGは、食品健康影響評価の実施に用いる食事由来の化学物質のばく露評価の考え方に係る文書の作成に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過

⑤ 審議結果

- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 期限

令和8年度末までに調査審議を完了し、WGを廃止する。

5 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

6 施行日

令和7年3月4日から施行する。